

9月定例会では、5議員から7項目の質問がありました。

一般質問

一般質問目次

鹿中順一議員

○有害獣駆除奨励金改正とハンター育成を望む

白馬康進議員

○財政運営の現状と将来をどう考えているか

佐藤久哉議員

○今後の町の重点施策は何か
○自主防災マップの作成を考えてはどうか

茂呂竹裕子議員

○火災警報器設置に助成制度をつくれぬか
○生活保護世帯を福祉灯油事業からなぜ外すのか

篠原真稚子議員

○防災計画の周知や住民参加の訓練をどう考えるか



鹿中議員 津別町有害獣駆除奨励金改正とハンター育成を望むについて伺います。昭和33年、人畜の危害を防止し、林木及び農作物を保護するため、本町内において有害獣を駆除した者に対し、奨励金を交付する目的で本条例が制定されました。第2条において、有害獣と

Q 有害獣駆除奨励金改正とハンター育成を望む

A 見直しを検討したい

はヒグマ及び野ウサギであり、有資格者とは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による狩猟免許を所持する者と定めています。

第5条においては、奨励金の額をクマ75キロ以上、おおむね3歳以上1頭につき金3万円、75キロ未満、おおむね3歳未満1頭につき金1万円となっています。

現在、北海道ではヒグマの捕獲個体について試料分析のため捕獲したヒグマの歯、胃腎臓、肝臓、大腿骨、雌においては生殖器などの試料から年齢や食性などヒグマがどのような状況にあるのかを知るために、保護、管理の観点から試料の提供を求めています。

このたび、猟友会の方から話を聞きますと、75キロ上下を問わず試料の提供には手間隙がかわらないということですので、一律1頭につき金3万円にならないか伺います。ちなみに、過去3年間のデータを見ると、17年度は75キロ以上4頭、18年度5頭、75キロ以下が2頭、19年度におい

ては75キロ以上が9頭、75キロ以下が2頭となっています。近年、特に駆除頭数、出動も増えていると聞いています。次に、猟友会会員の育成について伺います。条例第10条では、クマの出没がはなはだしく人畜に被害を及ぼす危険があると認められたときは、



町長は狩猟者の組織する団体に対し有資格者を出動させるよう要請することができるかとあります。

条例第7条で、町長はクマ駆除のため必要があると認められたときは、有資格者にクマ駆除者を委嘱し、受けたものはクマによる危害の予防、警戒又はクマ駆除のため、町長の出動要請があったときは、その要請に応じなければならぬとされています。

現在、猟友会の会員は32人

ですが、10年後には高齢化のため60歳以下は8人となり、さらにライフル所持においては10年間の経験が必要なために出動要請にこたえられなくなるという状況下にあります。そこで、町、農協がハンターの育成をしてほしい。

町長 猟友会会員や農家のハンターの減少や高齢化が進んでいます。さらには、銃弾や出動時の経費が高くなってきたことや燃油の値上がり等も考慮しますと奨励金の見直しについて、そろそろ

検討する必要もあるかなと考えているところです。他町村の例も見ながら進めて行きたいと考えています。

猟友会会員のハンターの育成については、クマやシカの場合は遠距離での駆除となるため、ライフル銃が最も効果的であるとされています。ただ、所持できるまでに10年の経験を必要としますので、今後農協と十分協議をしながら資格の取りやすい体制づくりと猟友会の組織強化支援について検討していきたい。



ら財政健全化判断基準比率として四つの指標が示されたことに対し、将来住民にとって負担増や行政サービスの低下に決してならないように、今から注意を払いしっかりと将来見通しを考え財政運営を進めていく必要があると思うが、これらを踏まえてどのように考えているか伺いたい。

町長 平成18年11月に策定した「自主・自立まちづくり推進計画」とあわせて財政シミュレーションを作った時の時代背景は、いわゆる国の三位一体改革により、交付税

Q 財政運営の現状と将来をどう考えているか

A 現状と将来を見極めながらしっかりと進めたい



白馬議員 今日この地方自治体も財政運営は大変厳しい状況にあるのが現状です。

そのため本町も早くから人件費の削減をはじめとし、できる範囲内で行財政改革を推進し進め厳しい財政状況に対応してきていることは評価しますが、18年度策定した「自主・自立まちづくり推進計画」に基づいた財政シミュレーション推計では、24年度から積み立て基金残高がゼロとなり、この時点で赤字財政に陥る状況が想定されており、先行き

の財政運営の見通しを心配するところです。
町長は、今日町の財政状況は幾らか好転の傾向にあるといいますが、現状どう判断し果たして今後の財政運営の見通しをどのように考えているのか伺いたい。
今回新しく制定された自治体財政健全化法は、各自治体の財政悪化を早期に是正することを目的に、19年度決算か

財政健全化における4指標

- 実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字の比率
- 連結実質赤字比率は、全ての会計の実質赤字の比率
- 実質公債費比率は、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率
- 将来負担比率は、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率

の総額が抑制され特に16年度の地方交付税は大幅な削減が行われ、津別町では約3億4千万円ほどの減額となりました。18年度は国の2006基本方針により平成23年までに歳入歳出の一体改革を進めてプライマリーバランス（基礎的財政収支）を黒字化する方針が国から出され、これを勘

健全化判断比率の状況（平成19年度）

（単位 %）

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
津別町	—	—	16.7	5.2
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※算定結果が黒字になるため、「—」表示されています。

案して当時の財政シミュレーションを作り上げ、特に本町では歳入のほぼ6割を占める普通交付税の推計をどうしていくのか、国の動向も含めて随分頭をひねったわけです。当時としては17年度の交付税額を100とし、20年度までに7・4%程度減少していくだろうと推計したところでありませう。しかし結果として20年度を見ると17年度から20年度まで逆に1・6%増となり臨時財政対策債を含めても0・7%減ということで、財政に少し余裕が出てきたという内容になっています。

また、15年度からの人件費削減や町民の皆さんのご負担による使用料、手数料の値上げや事務事業の見直しなどの行財政改革を進め、17年度と19年度を比較すると基金の積立額が総額2億円ほど増加させることができ一定の財源確保が図られてきました。しかし、来年度から地方交付税が今年度の3・9%減という発表もあるだけに厳しい見通しになることを十分踏まえた財政運営が必要になっていくものと考えています。

昨年6月に新しい地方財政健全化に関する法律が公布され、四つの健全化判断比率指標数値に基づいて20年度の決算から義務化され、財政の早期健全化やもつと悪くなった時の再生計画を策定するため四つの指標で審査し町民の皆さんにも公表するもので、本町においても前倒しで19年度の決算から適用して審査した結果、四つの指標全て今のところ数値上は安定した状況にあると判断していますが、将来見通しを考えると今後四つの指標の財政数値を目安にしながら、しっかりと財政運営を進めることが必要と考えています。

Q 今後の町の重点施策は何か

A 優先度をつけ実施していきたい



佐藤議員 19年度決算において、津別町の実質的な財政

収支は、前年度に引き続き若干の黒字を示しており、現時点で津別町の財政状況は安定しています。これは、平成12年頃から地方交付税が急速に削減される中、いち早く事務事業の見直し等によりコンパクトな財政規模を構築したことによるものであり、評価に値すると考えています。

しかし、この間町民の皆様

には負担と我慢をさせていただいたことを忘れてはならないと思います。そして、町民の方々は今、長い間止まっていたまちづくりが、第5次総合計画によって動き出すことと期待しています。ただ、財政的には、先般成立施行された地方自治体財政健全化法により、公開を義務づけられた四つの指標の基準値をクリアし



保健福祉部会

れているならば、町長が重点的に投資しようとしている施策は何か、またその財政的裏づけはあるのか。

町長 平成22年からスタートします第5次総合計画の策定に向け、7月1日以降、3回の審議会が開催されたところです。

町の課題として、佐藤議員が委員長を務められている「住生活基本計画」による住宅を中心とするまちなかの整備、地域公共交通網の整備、交流人口の拡大を目指す受け入れ態勢の整備、上水道の導水管の更新、さらには、津別町の

ながら財政運営を進めていかねばならないことや、22年度には国の地方交付税の借入金の償還が始まることから、本町への地方交付税の大幅削減も懸念されるところであり、財政的に予断を許す状況ではありません。

さて、22年度から施行される第5次総合計画の策定において、町が立案すべき事業、策定委員及び町民が立案すべき事業、両者が共同で立案すべき事業、この三つに町の整理がなされているのか。な



産業部会